

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 [更新](#)

当社は、「お客様との共存共栄:共存共栄」および「地域に根差し、地域に貢献する:地域貢献」の経営の基本理念を遵守し、企業価値の維持向上を図るために、株主の皆様を始め、お客様、取引先および地域社会を含めたあらゆるステークホルダーの皆様に信頼される経営を目指すことを目的としております。

この目的達成のために、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を全ての従業員が認識し、常に変化する社会環境および経済環境に的確に対応した迅速な経営判断と健全性の向上を経営上の重要な課題と考え、経営管理体制の整備ならびに強化を図ることを基本的な方針としております。

なお、当社では、より充実したコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、「九州リースサービス コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

【補充原則1-2-4】(議決権の電子行使、招集通知の英訳)

当社の現在の株主構成(外国人投資家比率1%未満)等を勘案して、議決権の電子行使及び招集通知の英訳については実施をしておりませんが、今後外国人持株比率が向上した場合には、必要に応じて検討課題としてまいります。

【補充原則3-1-2】(英語での情報開示・提供)

当社は現在、英語での情報開示を行っておりませんが、今後外国人持株比率が向上した場合は、必要に応じて検討課題としてまいります。

【補充原則4-1-3】(CEOなどの後継者計画)

当社は、CEO(最高経営責任者)等の承継プランについては、特に作成しておりません。現時点では、社内外の人材から当社のCEOとして能力、人格等において適任と思われる方を招聘しております。今後においては、投資家の皆様にも明確にするためにも、その育成プラン等について作成を行う方向で検討を行ってまいりたいと考えております。

【補充原則4-10-1】(指名・報酬の諮問委員会)

当社は現在、指名委員会及び報酬委員会ともに設置しておりませんが、取締役会の場において、社外取締役及び社外監査役の適切な助言等により十分協議を行った上で、決定を行っております。

なお、取締役8名のうち社外取締役3名(うち独立取締役2名)、監査役3名のうち社外監査役2名(うち独立役員1名)となっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

【原則1-4】(いわゆる政策保有株式)

当社の政策保有株式の保有方針は、1取引先との長期的・安定的な関係の維持・強化、2地域貢献等を目的に当社の中長期的な企業価値向上の観点から判断をして保有することとしています。

また、現在保有している株式につきましては、毎年株式保有先単位で採算状況等を踏まえて保有方針の見直しを行い、当該保有方針について継続的に検証を行っております。

さらに、議決権行使につきましては、政策保有の目的に照らし、適切な行使を行っております。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社は、役員及び主要株主等の関連当事者との取引を行う場合は、取引を行う前に取締役会において承認または報告を行うこととしております。また、これらの関連当事者取引の内容は、会社法・金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所が定める規則に従い、必要に応じ開示を行っております。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(1) 経営理念、経営戦略、経営計画

(企業理念・方針)

共存共栄・企業経営に必要な付加価値の高いサービスを提供していくことにより、お客様と共に発展・成長することを目指します。

地域貢献・地域に根差した総合金融サービス企業として、地域経済の発展に貢献していきます。

(企業倫理(コンプライアンス))

1 「信頼・信用」の確立

企業が有する社会的責任を十分認識し、健全な業務運営を通じて社会における搖るぎない信頼・信用の確立を目指します。

2 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールに習熟し、またそれらを厳格に遵守することで、良識のある企業活動を遂行します。

3 地域社会との共存共栄

「良き企業市民」として積極的に社会貢献活動を行い、地域社会と共に発展していきます。

4 反社会的勢力への断固たる姿勢

市民社会の公序良俗に反し脅威を与える反社会的勢力及び団体には、断固たる姿勢で臨みます。

5 社会への情報公開

経営情報を随時・適切に開示し、公正で透明性の高い経営に徹します。

その他、「7つの問い合わせ」「企業行動規範」を当社ホームページに掲載しております。

(経営戦略・中期経営計画)

当社ホームページに平成27年4月から平成30年3月までの中期経営計画の骨子について記載をし、当社の目標および経営方針等を明確化してお

ります。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、「お客様との共存共栄・共存共栄」および「地域に根差し、地域に貢献する・地域貢献」の経営の基本理念を遵守し、企業価値の維持向上を図るために、株主の皆様を始め、お客様、取引先および地域社会を含めたあらゆるステークホルダーの皆様に信頼される経営を目指すことを目的としております。

この目的達成のために、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を全ての従業員が認識し、常に変化する社会環境および経済環境に的確に対応した迅速な経営判断と健全性の向上を経営上の重要な課題と考え、経営管理体制の整備ならびに強化を図ることを基本的な方針としております。

なお、当社では、より充実したコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、「九州リースサービス コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役報酬は、取締役規程に従い会社業績等を考慮して決定しますが、株主総会において報酬総額の承認を受けた範囲内において取締役会において決定します。

当社は個別報酬の開示は行っておりませんが、株主総会で承認された社内取締役の年間報酬総額88百万円、社外取締役の年間報酬総額4百万円となっております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

当社は、高度な倫理観、価値観、誠実性を有する者で、豊富な知識、経験等を有し、株主価値の向上に配慮する考えを有する人を取締役とする方針ですが、詳細は別に定める取締役および監査役の選任基準および独立役員の独立性判断基準等に基づき、推薦された候補者に関して、本人の能力、資質等を検討し候補者として承認決議を行います。

その後、株主総会の承認を受け正式に取締役または監査役として就任することになります。ただし、監査役については監査役会の同意を得ることとしています。

(5)取締役・監査役の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、社外取締役および社外監査役候補者を含む全ての取締役および監査役の候補者の選任理由について、株主総会招集通知に記載しております。

【原則4-1】(取締役の責務・役割)

- 当社グループの取締役会は、会社法の定めるところにより、会社の重要な業務執行を決定するとともに、取締役および執行役員の職務の執行の監督を行います。また、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力及び資本効率等の改善を図るため、経営戦略等の策定とその実現に向けたリスクテイクを支える環境の整備を行い、株主に対する受託者責任を果たします。
- 当社グループの取締役会は、法令および社内規程に基づき、経営に関する意思決定を行い、取締役への業務執行の委嘱ならびに経営会議・経営幹部への権限委譲により業務の執行を行います。
- 当社グループの取締役会は、中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行います。また、中期経営計画への取組と達成状況について十分に分析し、株主へ説明を行うとともに、次期以降の計画に反映させます。

【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)

- 当社グループは、取締役の業務執行の監督を強化し、取締役会の機能が有効に機能するように経営の監督を行う目的で、一般株主と利益相反が生じるおそれのない人材として独立した中立的な立場から意見を述べる独立社外取締役を2名以上選任します。
- 独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、独立社外取締役相互の情報の共有化を図ります。
- 独立社外取締役が取締役及び執行役員と情報交換を行う体制、また、監査役または監査役会との連携を行う体制の整備に努めます。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準および資質)

当社が策定している「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に定めておりますが下記のとおりとなっています。

1. 社外取締役及び社外監査役の社外基準

- 当社又は当社子会社の業務執行取締役等でない者（現在又は過去10年間において）
- 当社の親会社等又は当社の親会社等の取締役、執行役若しくは支配人その他の使用人でない者
- 当社の兄弟会社の業務執行取締役等でない者
- 当社の取締役、執行役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等の配偶者又は2親等以内の親族でない者

2. 当社グループ社外役員の独立性判断基準

当社グループにおける社外取締役および社外監査役の独立役員としての独立性の判断基準は、「当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがない社外役員」を独立役員判断のベースとします。この事をベースに下記の各項目に該当することが基準となります。

- 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者でないこと
- 当社の主要な取引先又はその業務執行者でないこと
- 当社の主要な株主、株主が法人の場合はその業務執行取締役等でないこと
- 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家でないこと
- 最近において下記(1)～(4)のいずれかに該当していないこと

(1)最近において上記1～4に該当していること

(2)当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役

(3)上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員に指定する場合に限る）

(4)上場会社の兄弟会社の業務執行者

6 次の(A)～(H)にかかる者でないこと（重要でない者は除く）

(A) 1～4に掲げる者の近親者

(B)当社の会計参与の近親者（法人の場合はその職務を行うべき社員を含む）

(社外監査役を独立役員と指定する場合に限る)

(C)当社の子会社の業務執行者の近親者

(D)当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与の近親者

(社外監査役を独立役員と指定する場合に限る)

(E)当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役の近親者

(F)当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員と指定する場合に限る）

(G)当社の兄弟会社の業務執行者の近親者

(H)最近において、(B)～(D)又は当社の業務執行者に該当していた者の近親者

(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む)

3. 独立役員の通算在任期間は、取締役及び監査役とともに、当初の就任から通算して最長8年間とします。

4. 独立役員は、当社の取締役会における役割を十分に果たすために、当社の他に他の上場会社の役員の兼務は4社までとします。4社を超える役員の要請があった場合は、事前に当社取締役会議長に相談を行い、可能な限り回避する方向での検討の依頼を行います。やむを得ず回避することが出来ず4社を超える場合は、次年度の取締役等の候補者としない事を含め協議を行い、適正に対処することとします。

【原則4-11】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

【補充原則4-11-1】(取締役会全体の考え方)

当社は、取締役の員数を10名以下とし、そのうち社外独立取締役を2名以上とすることとしています。

また、その選任に当たっては、社内で独立基準及び取締役選任基準等を設け、高度な倫理観、価値観を有し、知識、経験等から判断し取締役候補者を選定しております。さらに、多様性も考慮し、女性の登用を始め、各取締役がその能力を相互補完できることも基準として選定を行っております。

【補充原則4-11-2】(取締役・監査役の他の上場会社との兼任について)

社内の取締役および監査役については、兼任に関し取締役会等の事前承認を必要としていますが、社外の取締役および監査役についてはその役割を十分に果たすことを目的に他の上場会社との兼務は、当社を除き4社までとしています。4社以上になる場合は、当社もしくは他の上場会社の兼務の解消をお願いすることとしております。

【補充原則4-11-3】(実効性の評価・分析)

当社取締役会は、取締役の職務の遂行状況を評価し、更に取締役会が機能的に運用されているかを評価することを目的に、毎年取締役会の評価を行い、その結果を纏めて取締役会として共有すると共に、その概要について開示を行います。

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役のトレーニング)

当社は、当社が制定した「コーポレートガバナンス・ガイドライン」において、就任時を含めて定期的にトレーニングを行うことについて定め、倫理観・価値観の高揚および知識レベルの向上を図るための情報の提供を行うこととしています。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主との対話に関しては、対話全般については人事・総務部の担当役員が統括し、合理的な範囲内で取締役または執行役員等の経営幹部が対応し、株主の意見を真摯に受け止め、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に資するために、経営に反映をさせることとしています。

IR活動については、総合企画部の担当取締役を中心に、積極的な開催を行うよう計画しております。IR活動の中で頂いたご意見等につきましては、取締役会等の会議の中で関係者の情報共有を図り、経営に反映させていく方針としております。

株主等との対話の中においては、情報の公平性を保つために、内部者取引管理規程に基づき、インサイダー情報の管理の徹底を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
福岡地所株式会社	4,300,000	18.10
コカ・コーラウエスト株式会社	2,000,000	8.42
株式会社シティアスコム	1,683,020	7.08
ロイヤルホールディングス株式会社	1,405,000	5.91
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	1,288,100	5.42
オリックス株式会社	1,200,000	5.05
株式会社西日本シティ銀行	1,155,000	4.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託ゼンリン口)	1,099,000	4.63
株式会社宮崎太陽銀行	750,000	3.16
平本敏夫	630,000	2.65

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	その他金融業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
柴田 暢雄	他の会社の出身者									○	
眞鍋 博俊	他の会社の出身者										
高岡 淑雄	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴田 暢雄		――	事業会社の取締役として、会社経営、人事制度における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営監視に反映して頂くため選任致しております。
眞鍋 博俊	○	――	会社経営に携わる豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映して頂くため選任致しております。
高岡 淑雄	○	――	会社経営に携わる豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映して頂くため選任致しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人が行う会計監査への立ち合いや、監査結果報告会への出席などにより、隨時、会計監査人との情報交換を行うことで、相互の連携を保ち、監査の実効性を高めております。
また、監査部が行う内部監査の報告を受けることにより、会社組織全般にわたる監査機能の充実化に取り組んでおります。
さらに昨年より三者間の連携強化を目的として、年4回定期例協議会を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
久保 康憲	他の会社の出身者									○	○			
山本 智子	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久保 康憲		—	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対し、助言・提言を頂くために選任致しております。
山本 智子	○	—	企業法務を主体とした弁護士としての豊富な知識と経験により客観的かつ公正な立場で適切な助言を頂くために選任致しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績運動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、株主の皆様と同じ視点に立ち取締役の報酬と実績との連動性を明確にすることを目的に、取締役の退職慰労金制度を廃止し、業績運動型報酬制度を導入しております。
また、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績運動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

株主総会で承認された社内取締役の年間報酬総額88百万円、社外取締役の年間報酬総額4百万円となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、当社取締役会において個別に決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する担当部署は人事総務部であり、取締役会の議題及び開催日時の連絡等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、当社の業務執行の基本方針及び重要事項に関する意思決定機関であり、8名の取締役によって構成され、うち3名は社外取締役とし、おおむね月1回及びその他必要に際し開催しております。

また、取締役の員数を適正化し、取締役会における意思決定の迅速化及び業務執行の監督強化を図るとともに、業務執行機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しております。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類を閲覧し、本支店において業務及び財産の状況を調査しております。

また、取締役の業務執行に対する監視と会社の内部統制の整備状況について監査を行っており、おおむね月1回及びその他必要に際し監査役会を開催しております。

会計監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツを選任し、監査契約に基づき会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、コーポレート・ガバナンスの充実と強化を図るために、社外取締役が取締役会での審議等を通じて監督を行うとともに、社外監査役を含む監査役が監査を行い、経営の健全性を図る体制としております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新]

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	現在も早期発送を行っていますが、今後も早期発送に努めてまいります。 (第42回定時株主総会招集通知発送については、18日間となっています)
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した開催日に向けて努力を致しております。今年は集中日の開催となりましたが、今後は集中日を回避するよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	実施しておりません。今後検討を行ってまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	実施しておりません。現状の議決権行使比率から考え問題ないと考えておりますが、今後機関投資家、外国人投資家が増加することも考え、対応を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	実施しておりません。現在外国人株主比率は10%未満となっておりますが、今後比率が上昇することも考え、慎重に対応を検討してまいります。
その他	株主総会招集通知発送日以前に当社HP上において閲覧が出来るようにしています。(第42回定時株主総会については6月9日から閲覧可能)

2. IRに関する活動状況 [更新]

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	会社法、金融商品取引法他各種法令及び株式会社東京証券取引所が定める規則を遵守し、迅速な情報開示を行うことを目的に「株式会社九州リースサービスディスクロージャーポリシー」を策定し、当社WEBサイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回以上の個人投資家向けのIR説明会の開催を実施する予定です。説明に当たっては、社長から経営の概況及び経営方針について等の説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	現在は実施しておりませんが、今後状況を見ながら地道な決算説明会の開催を行って参りたいと思っております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在は実施しておりませんが、今後状況を見ながら検討を行って参りたいと考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	IR説明会を実施した後、当社ホームページに説明資料を掲載しております。又、その他有価証券報告書、決算短信、適時開示資料及び株主総会資料を掲載しております。 WEBサイト: http://www.k-lease.co.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	戦略的な情報発信の強化を目指し、総合企画部がIR機能を担っております。部長以下4名で対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 [更新]

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「経営理念」及び「コーポレートガバナンス・ガイドライン」においてあらゆるステークホルダーの皆様から信頼される経営を目指すことを認識するとしています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループの取扱商品に「再生可能エネルギー」に関する商材を取り扱うなどして、環境保全活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に	当社グループで制定する「倫理綱領」及び「コーポレートガバナンス・ガイドライン」において「適

係る方針等の策定

切な情報開示」および「積極的なIR活動の取組」について説明を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「共存共栄」および「地域貢献」及び「法令やルールの厳格な遵守」等を経営理念とし、全役職員が業務を運営するにあたっての基本方針としております。その適正な業務運営のための体制を整備し、運営していくことが重要な経営の責務であると認識し、会社法第362条及び同施行規則第100条に基づき以下の通り「会社の業務の適正を確保するための体制」を定め、これを有効かつ適切に運用しております。
また、今後の内外の環境変化に対応し、適切な内部統制システムとなるよう充実を図っていきます。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は経営理念、倫理綱領等、コンプライアンス体制に関わる規程を、当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (2)コンプライアンスを横断的に統括する部署を設置し、取締役・使用人の教育、啓蒙を図る。
- (3)監査部は経営管理部と連携し、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、経営会議等に報告するものとする。
- (4)当社内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとする。重要な情報については、必要に応じてその内容と会社の対処状況・結果につき、当社取締役・使用人に開示し、周知徹底するものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役の職務の執行に係る情報・文書(電磁的記録も含む)については、文書取扱規程にしたがい保存・管理を行うものとし、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。
- (2)文書取扱規程には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)リスクの未然防止、極小化のために組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、当社及び子会社のリスクを網羅、総括的管理を行う。
- (2)新たに発生したリスクについては、リスク管理基本規程に基づいて、担当部署にて規程を制定、取締役会にはかるものとする。
- (3)取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的に実施する。また必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社及び子会社の取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
- (2)職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は、隨時見直すものとする。
- (3)その他業務の合理化、電子化に向けた取組により、職務の効率性確保をはかる体制の整備を行う。
- (4)経営会議、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。
- (2)監査部は定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、経営会議等に報告するものとする。
- (3)子会社を担当する役員又は担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社に報告するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役が十全の監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位(専属か兼業か)について決議するものとする。
- (2)この補助使用人の異動には監査役の同意を必要とし、またその人事評価は監査役が行う。
- (3)監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、監査部長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)当社及び子会社の取締役又は使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
 - ・会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - ・会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - ・その他当社行動規範、倫理綱領への違反で重大なもの
- (2)監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを保障する。
- (3)内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。
- (2)監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

9. 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1)信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
- (2)その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1)反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社倫理綱領において、「市民社会の公序良俗に反し脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、断固たる姿勢で臨み」と記載し、全役職員への周知徹底を行っております。
- (2)反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた対応規定を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

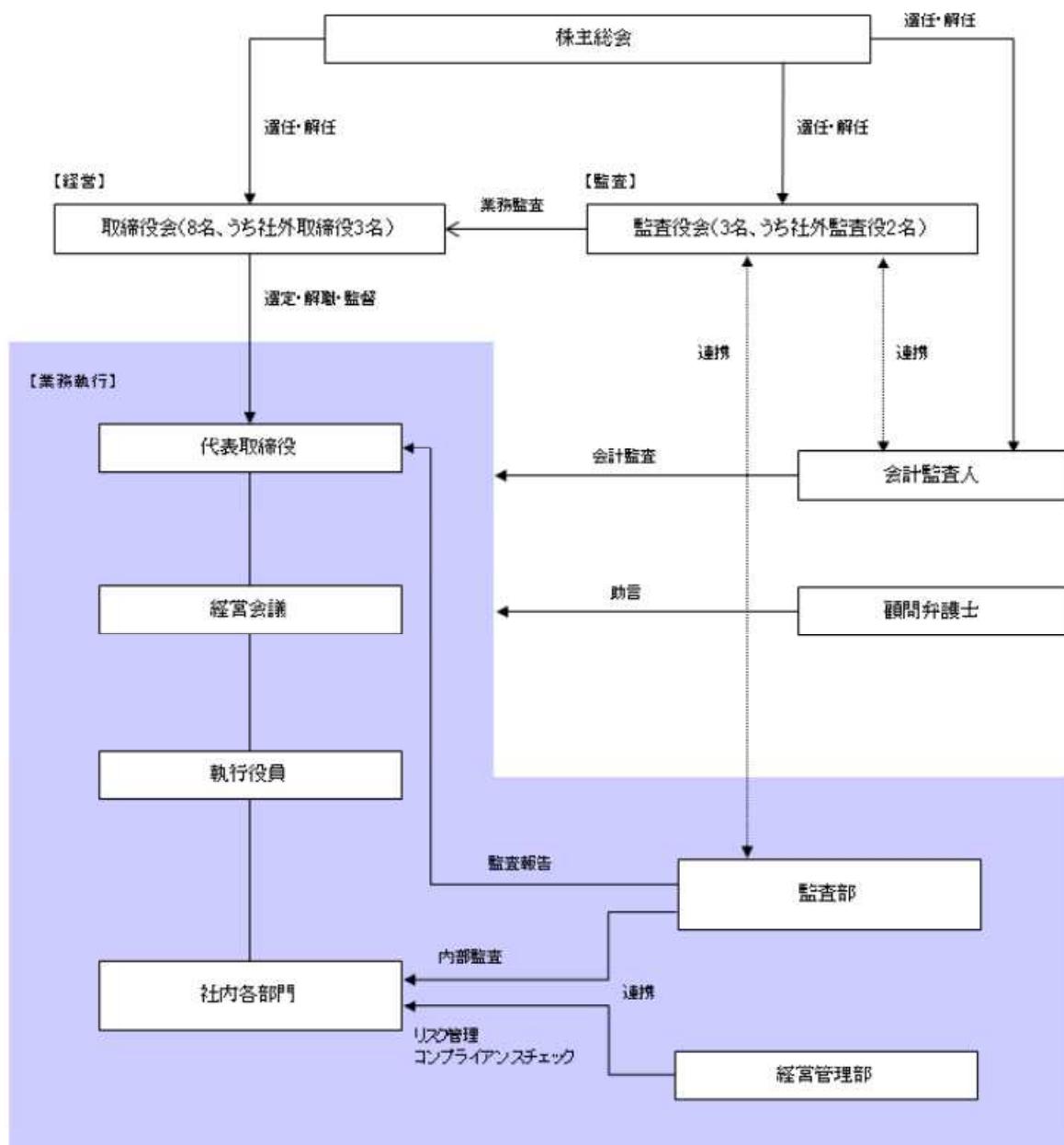
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

■ コーポレート・ガバナンス体制および内部統制システム



■ 遅時開示に係る社内体制

